

会 議 録

1 会議の名称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 7年 6月16日 (月) 午後 1時30分 開会 午後 2時 1分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出席者 (6人)	舘 大樹 岸 圭介 山田 昌紀
	長嶋 一樹 橋田 夏枝 小沼 富夫
5 欠席者	なし
6 説明員 (4人)	副市長 (大島 伸生)
	農地利用担当部長 (天野 勝彦)
	農業振興課長 (神戸 泰明)
	農業政策係長 (萩野 雄貴)
7 傍聴者	1人
8 事務局	次長 係長 主事補
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第42号 伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について

結 果 可 決

午後1時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで執行者側から副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長【大島伸生】 皆さん、こんにちは。本日は、「議案第42号、伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定」につきまして、御審査をよろしくをお願いいたします。

この条例ですが、昨年8月、9月の台風10号で、本市は相当大きな被害を受けましたので、それを受けまして、このたび提案させていただいております新設の条例でございます。条例で全てカバーできない部分もございますので、併せて市独自の要綱も制定させていただいて、条例と要綱をセットでもってこれからの災害に対応していきたいと考えておりますので、どうか審査をよろしくお願いいたします。

先般の議案審議では総括的な部分だけでございましたが、本日は最後まで御議論いただきまして、どうか御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長【館大樹議員】 ありがとうございます。

それでは、「議案第42号、伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いをいたします。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、私から何点か質疑をさせていただきます。ただいま副市長さんの御挨拶にもありましたけれども、今回の制定の経緯は、台風などによる大型化が、今、懸念がありまして、その被害により、今後、大規模な被害、災害が発生することが予想される中で、この農地等災害復旧の分担金条例が制定されるかと存じます。そこで、まず1点目の質疑としては、国の農地等災害復旧事業の概要の説明をお願いします。

以上です。

○農業振興課長【神戸泰明】 御質問に対してお答えします。国の農地等災害

復旧事業は、異常な天然気象により農地や農業施設等が被災した場合に、復旧工事費の一部の補助を受ける事業となっております。

補助の対象要件につきましては、市が事業主体となりまして、1か所の復旧工事が40万円以上であることや、営農実態が確認できることが前提条件とされ、傾斜等で経済効果が小さいもの、過去の災害によるもの、維持工事と見るべきもの、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものなどは適用除外とされてございます。

補助率につきましては、農地の場合は復旧工事費の50%、農業施設の場合は65%が基本補助率とされております。激甚災害の指定等を受けた場合は補助率のかさ上げがあり、災害規模に応じて大幅に受益者負担が軽減される制度となっております。

以上となります。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、今の答弁に対して再質させていただきますけれども、厳しい要件や査定があることも予想されていますけれども、申請しても事業採択されないケースがあるということでございます。昨年の台風10号の災害被害に当てはめたとき、事業採択されたケースはあったのかを伺いたいと思います。

続いて、質疑を続けます。基本補助率についてでありますけれども、農地50%、農業用施設65%とあるわけでありまして、農地の50%補助については災害前の状況復旧で執行されるものと考えます。しかしながら、農業施設は、被害の状況により補助率65%は変わらないのかを確認させていただきます。

以上です。

○農業振興課長【神戸泰明】 まず1つ目をお答えします。農地、農業施設ともにこれまで農地等災害復旧事業の実績はございませんでした。昨年の台風10号により善波地区で農道1件、農業用水を取水するための鈴川の堰2件が被災したため、農業施設としては3件の事案が事業対象となりました。

また、農地につきましても、比較的大きく崩落した事案が1件ございましたが、国の事前査定結果等を踏まえ、申請には及びませんでした。

続きまして、2問目に移ります。農地等災害復旧事業による農地及び農業施設の復旧は原状復旧が基本となりますが、国の査定により、被災の原因を調査した結果、原状復旧だけでは再び被災の可能性があるかと判断された場合は、より強固な復旧を求められる場合がございます。

農地及び農業用施設のいずれにつきましても、個々の被害の大きさによって補助率が変更されることはありませんが、激甚災害の指定など、地域レベルでの災害状況に応じた補助率のかさ上げはされており、昨年、台風10号の被害で採択された本市農業施設3件につきましては補助率が97%までかさ上げされてございます。

以上となります。

○委員【小沼富夫議員】 最後の質疑にさせていただこうと思います。今の基本補助率についての再質疑になりますけれども、農業施設の中にある農具または農機具等の補助はあるのかを確認させていただきます。

また、温度管理ための機械等も農業施設に含まれるのかもお聞きいたします。

新たな質疑として、第4条の中で受益者から申出があり、適当と認めるときは分割して徴収することができると思いますが、適当と認める事案はどのようなものなのかをお聞きいたします。

以上です。

○農業振興課長【神戸泰明】 まず1つ目についてお答えさせていただきます。農地等災害復旧事業で定義する農業施設は、農地の利用または保全上必要な公共的施設とされ、農道や農業用水路等が補助対象となっており、農機具やビニールハウス等は対象外となっております。ビニールハウスや農業機械等につきましては、被害が大きい災害の場合、別の国庫補助事業によりまして支援を受けられる場合があります、本市においても、直近では令和元年度におきます台風10号、19号の被害を受けた農業者22件が補助を受けてございます。

次に、2点目に移らせていただきます。分割徴収を適当と認める事案は、農業者の被災状況によっては営農再開に時間がかかり、まとまった収入をすぐに確保できないなど、復旧費用を一括で払うことで生活が立ち行かなくなるケース等を想定しており、経済状況が特に厳しい状況に置かれている方で、近い時期、定期的な収入が見込める場合に分割徴収を認めていきたいと考えてございます。

以上となります。（「了解です」の声あり）

○委員【山田昌紀議員】 それでは、私からも議案第42号について何点か質疑をさせていただきます。

1点目、これまで台風等の風水害により被害が起こった場合、市としてどのように対応していたのか、確認のため、お尋ねしたいと思います。1点、お願いいたします。

○農業振興課長【神戸泰明】 御質問に対してお答えさせていただきます。農地や農業施設については、これまで台風や風水害等により小規模な被害はあったものと考えており、農道や水路などの農業施設については、その都度、職員による作業や市の災害復旧費等により修繕や改修を行ってきましたが、農地を含めて国の制度である農地等災害復旧事業を活用するほどの損壊や崩壊に見舞われたことはありませんでした。近年では、首都圏に記録的な被害をもたらした令和元年の台風10号、19号において、農地や農業施設については、そこまでの被害はならず、山際農地の強固な地盤はもとより、丹沢、大山の山々に守られてきたのかもしれない。

しかし、地球温暖化の影響等により、年を追うごとに台風や線状降水帯、局所的豪雨などの規模や頻度が激甚化しており、昨年の台風10号では農地や農業施設においても多くの被害が発生し、農道や取水堰では初めて災害復旧事業を活用して復旧することになりました。

以上となります。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。今までにこういうことはなかったというのもびっくりしたんですけれども、そのために、今回、議案を出されたと思うんですけれども、分担金徴収条例を制定することによる農業従事者に対するメリット、デメリット、両方についてお尋ねしたいと思います。

○農業振興課長【神戸泰明】 お答えさせていただきます。この条例がなければ、民地である農地を復旧するためには、国の補助を除いた費用については市の予算を投入することになりますので、受益を享受する農地の所有者から、その分を分担金として御負担いただきたいと思いますと考えてございます。市民から分担金を徴収するためには、条例で定めなければならないことが地方自治法に規定されておりますので、条例の制定を上程したものです。

このように条例だけを見れば市の費用負担が農業者に変わるため、農業者のメリットは乏しいと言わざるを得ません。しかし、条例に併せて災害復旧事業を補完する市の独自支援策の制度化を計画しており、災害復旧事業における事業採択の困難性を払拭するとともに、小規模災害への支援を補える制度設計としております。また、大規模災害に見舞われた場合は、災害復旧事業において、負担軽減のための高率補助が適用され、農業者の負担は相当程度軽減されますので、これらを災害復旧に対する支援のパッケージとして見れば、被災状況に応じて支援の幅が広がったと評価いただけるものと考えてございます。

以上となります。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。では、条例の中身について1点、最後に聞きたいと思います。条例案の第5条について、これはどういったことを想定されるのか、お尋ねしたいと思います。

○農業振興課長【神戸泰明】 お答えします。条例案第5条の分担金の支払いを猶予または免除する要件は、災害その他やむを得ない理由により支払うことが困難であることを市が認める場合としており、災害で被災したり、疾病で入院しているなど収入や貯蓄などの経済的な状況から返済能力に課題があるなど、特別な事情がある場合を想定してございます。

以上となります。（「了解」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私からも、まず1点、質疑いたします。計画されている農地災害復旧の市単独事業は、復旧工事13万以上が対象となり、国の農地災害復旧事業は40万以上が対象とされております。工事費が40万円前後とボーダーラインにある場合、国の支援制度が適用されるのか、微妙なラインになります。そういった場合は、どちらが優先され、どのように進めるべきなのか、お聞きします。

○農業振興課長【神戸泰明】 お答えさせていただきます。国の農地等災害復旧事業につきましては、申請時の概算工事費で40万円を超えていたとしても、国の査定を受けて、最終的な事業費が40万円を切った場合は、補助対象外の扱いとなります。国制度と市単独事業のどちらに申請をされるかは申請者の判断に

委ねることになりますが、市としましては、国制度の採択を受けられない可能性もあるものについては、より支援を受けやすい市単独事業の申請を促していきたいと考えてございます。

以上となります。

○委員【橋田夏枝議員】 続きまして、次の質疑に移ります。国の支援制度だと、申請認可が下りるまで、ある程度の時間を要することが想定されます。市の単独事業のほうがフレキシブルでスピーディーであるかと思われませんが、同時申請することは可能なのか、お伺いします。

もう1点関連しまして、国と市の支援制度も異なる内容のため、支援対象者にとっては非常に分かりにくいかと思えます。よって、支援制度が可視化できるようなものがあるとより分かりやすいのですが、市はフローチャートのようなものを今後作成するお考えはないのか、お伺いします。

○農業振興課長【神戸泰明】 まず1つ目の御質問に対してお答えさせていただきます。1つの事案に重複して支援を受けることはできませんので、いずれか、国または市の支援制度を選択していただくこととなります。御質問のとおり、国と市の支援制度は、採択されるまでの期間が異なるほか、補助率は国が2分の1、市が3分の1となっており、対象要件については、国制度に比べて、市単独事業のほうが要件を緩和した内容となっておりますので、それらの内容を総合的に比較して、申請の判断をしていただけるよう丁寧に制度周知していきたいと考えてございます。

次に、2つ目になります。議員御指摘のとおり、支援対象者に説明する際は、説明文だけの資料ですと分かりにくい部分があるかと思えますので、被害の状況によって国と市の支援制度が利用できるか、分かりやすいフローチャートを作成し、周知をしていく予定でございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 最後、もう1点お聞きします。遊休農地の土砂が農地に流入した場合、国の農地等災害復旧事業と市単独事業について、それぞれの扱いはどのようになるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長【神戸泰明】 お答えさせていただきます。いずれの制度においても支援対象となる農地は実際に耕作している土地であることが要件となりますので、遊休農地の復旧は対象外となります。土砂が流入した農地については、各制度の条件を満たせば支援対象になりますが、民地と民地の関係になるため、まずは原因や責任がどこにあるのか等について、遊休農地の所有者と調整していただく必要がございます。土砂の流入の原因や責任が遊休農地の所有者にあると仮定した場合、遊休農地の所有者が農地から土砂を撤去し、遊休農地に帰属するのり面を復旧するのであれば、支援制度が介入することはありません。しかし、様々な理由により、遊休農地の所有者が復旧できない場合や、地権者の間でそうした整理ができないなどの場合は支援制度の活用を検討することとなります。

以上となります。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、同じく議案第42号について質疑していきます。まず、国への申請から事業終了まで半年以上かかるということですが、復旧費用に係る受益者の一部負担について徴収猶予や免除の申請受付及び判断ほどの段階でなされるのか、お聞きします。

また、最初から免除に該当すると判断できる受益者で分担金の徴収が困難な場合も申請を受け付けるのか、伺います。

○農業振興課長【神戸泰明】 徴収猶予や免除の決定については、徴収する分担金の金額に対する受益者の状況に応じて該当の可否を判断します。国への申請時に概算工事を算出しますが、最終的な事業費は復旧工事の完了後に確定し、その段階で分担金の額を決定し、市から受益者に対して事業完了通知書兼納入通知書を送付する流れとなります。その完了通知を受け取られたタイミングで徴収猶予や免除を希望される方については市に申出書を御提出いただき、該当するかどうかの判断をさせていただく流れとなります。

なお、申請時に分担金からお支払いいただくことが難しいと考えられる方につきましても同様に申請を受け付け、事業完了後に申出書を提出いただき、徴収猶予や免除の判断をさせていただくこととなります。

以上となります。

○委員【長嶋一樹議員】 質疑を続けます。農地等災害復旧事業では、農地を損壊する前の状態に復旧するのか。また、その場合は同程度の規模の災害で再度被災してしまう可能性はないのか、危惧するところであります。そこで、現状より強固なものに復旧する場合は、当該農地所有者が想定しないような高額な費用がかかってしまう事態も想定されますが、その場合、申請の取下げは可能なのか伺います。

○農業振興課長【神戸泰明】 お答えします。この事業では原則として原状に復旧することになりますが、議員御指摘のとおり、再発防止を図る上で、もともと土の畦畔だったのり面をコンクリートで抑えるなど原状を回復することが賢明ではないと国が判断した場合は、原状よりも強固な工法で復旧することになります。このように農地所有者が考えていた工法や経費と異なる復旧になった場合でも、国に申請を受けられ、査定を受けたものについては、取下げができないこととされています。そのため、この事業を進めるに当たりまして、申請時の金額はあくまでも概算費用であることを説明し、御理解していただいた上で申請いただけるよう取り組んでまいります。また、概算費用の算定につきましても、最終的な事業費と大きな開きがあるべく生じないよう、県とすり合わせを行いながら、慎重に事業計画を立てていきたいと考えてございます。

以上となります。

○委員【岸圭介議員】 1点だけ質疑いたします。本市独自の復旧支援制度をつくるに当たって、農業従事者の方へのヒアリングみたいのはされたのでしょうか。

○農地利用担当部長【天野勝彦】 本件については、徴収をいただく分担金の

条例とセットで、先ほど神戸課長が申しあげましたとおり、お金を、本来市がこれまで払っていくスキームだったものを、頂くというスキームになりますから、これに関してはなかなか農業者の方というのは、それだけなのということで終わってしまうと思うんです。それ以外のところで、その代わり、市の独自支援策を講じさせていただくということに関しては、これは御評価いただけるんだろうと思っています。ただ、例えば幾らぐらいが適当か、支援の額面、それから、どのようなものについて復旧の対象にするのかということについては、他市の状況を確認させてもらいながら、執行部のほうでつくらせていただいたということになりまして、事前のアナウンスですとか、事情の聴取だとか、そういったところに及んでいないんです。恐らく集約して制度を一本化するに当たって、様々な意見があるでしょうから、そこの辺りをまとめるところがかなり困難だろうということも想定しておりましたので、まずは他市の事例を参考につくらせていただくというようなこととなります。ただし、今後、例えばこれでは機能しないんだとか、なかなか拾えないんだとかということがあれば、これはもう見直していくつもりでおります。

以上でございます。

○委員長【舘大樹議員】 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり) なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「議案第42号、農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について」、賛成の立場から、私の意見を述べさせていただきます。

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収すると、提案理由には記されております。

この条例がなければ、民地である農地を復旧するために、国の補助を除いた費用については市の予算を投入することになります。本市の厳しい財政状況を考えたら、受益を享受する農地の所有者から、その分を分担金として御負担いただきたいというのは、受益者負担という原則があることから、もしかしたら当然のことかもしれません。条例だけ見れば、市の費用負担だったものが、農業従事者になるため、農業従事者のメリットは乏しいと言わざるを得ません。

しかし、条例制定に併せて、当局においては災害復旧事業を補完する市の独自支援策の制度化を計画しており、災害復旧事業における事業採択の困難性を払拭するとともに、小規模災害への支援を補える制度設計としていること、また、大規模災害に見舞われた場合は、災害復旧事業において負担軽減のための高率補助が適用され、農業者の負担は相当程度軽減されるという答弁が本日ございました。これらを災害復旧に対する支援のパッケージとして見れば、被災状況に応じて農業従事者への支援の幅が広がったと評価できるのではないのでしょうか。

執行部の皆さんにおかれましては、農業従事者の皆さんへ丁寧な説明に努めて

いくことをお願い申し上げて、本条例案に対し賛成の意見といたします。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 「議案第42号、伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について」、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本市では、これまで甚大な自然災害が比較的少なかったのですが、令和6年に発生した台風10号では、市内の農地や民地、公道など、多くの場所で被害を受けました。農地だけでも市内で約40か所被災し、市は国の災害復旧事業制度を活用しようと試みたところ、非常にハードルが高く、申請を国に認可されることが容易ではないと実感いたしました。

今回上程された本条例案は、その教訓を踏まえ、策定されました。本条例制定により、国の救済措置への申請手続がスムーズになり、助成が得られやすくなることを期待する一方で、秦野市で同様の条例制定が令和元年に、小田原市では令和3年に制定されたことを鑑みると、本市は今年の台風10号の経験を踏まえてからの対応でしたので、もっと早く条例制定の必要性を認識するべきではなかったかとも思います。と申し上げましても、今回、条例制定と同時に、市独自の農地災害復旧事業を要綱で作成し、国の事業では救えない小さな案件でも、被災者にできる限り寄り添って救済しようとする姿勢も感じられる点は高く評価したいと思います。

今年も夏から秋にかけて風水害が予想されて、再び昨年のような甚大な被害が発生することも十分想定されるため、本条例制定が1人でも多くの市民を救ってあげられる一助になることを期待いたします。

よって、議案第42号に対して賛成の意見とさせていただきます。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、議案第42号について、私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

局地的、突発的な豪雨が頻発し、地盤崩壊や土砂災害、洪水被害が拡大している状況にあります。また、熱帯低気圧等の強化、台風の大型化も顕著であります。食料供給のための生産基盤としての農地の公益性及びその担い手である農業者の経営環境維持の必要性は言うまでもありません。大規模な自然災害によって被災した農地の復旧を行う者に対し最大限の支援を行うことは、食料安全保障上欠くことのできない問題であります。

よって、本条例の制定は大変意義のあるものと考え、賛成をいたします。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、議案第42号について意見を述べます。

国の農地等災害復旧事業につきましては、食料供給のための生産基盤としての農地の公益性及びその担い手である農業者の経営環境維持の必要性等を考慮し、大規模な自然災害によって被災した農地の復旧を行う者に対し支援を行うものとなっています。

近年、異常気象等の影響による大雨や台風の襲来により、本市においても災害が多発しており、特に今年の台風10号は農地に対し大規模な被害をもたらし、

いまだに痕跡が残っている農地が見受けられると同時に、今後においても同規模、また、それ以上の災害の発生が想定されるところであります。

このような状況の中、国の農地等災害復旧事業により市が被災農地等の復旧を行う場合に、復旧費用に係る費用の一部を受益者から徴収することに関し必要な事項を定める本条例の制定は、時宜を得ているものと判断できるところであります。

よって、「議案第42号、伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について」、賛成とします。

以上です。

○委員【岸圭介議員】 農地等災害復旧事業分担金条例の制定について意見を述べます。

これまで本市では農地の大きな被災はなかったが、昨今の気象状況の変化に伴い、本市でも大きな被災の可能性が高くなってきました。国の農地等災害復旧事業の申請においても、市独自の復旧支援制度においても、受益者から分担金を徴収する条例を制定することは必要であると考えます。

したがって、本議案に賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【館大樹議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【館大樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後2時1分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年6月16日

産業建設常任委員会

委員長 舘 大 樹